

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会 設置要領

(設置)

第1条 「長崎市中央部・臨海地域」の都市・居住環境整備基本計画の改訂、重点エリアの整備計画の策定及び、都市再生緊急整備地域の指定等に関する事項について意見交換及び必要な検討を行うため、「『長崎市中央部・臨海地域』都市再生委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「長崎市中央部・臨海地域」都市再生調整会議の求めに応じて、次に掲げる事項について意見交換及び必要な検討を行う。

- (1) 重点エリアの整備計画の策定に関すること
- (2) 都市再生緊急整備地域の指定に関すること
- (3) 都市・居住環境整備基本計画の改訂に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、長崎県(以下「県」という。)・長崎市(以下「市」という。)協議のうえ専門家及び必要と認められる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2条第1項第2号に定める、都市再生緊急整備地域の指定に関する検討を行う場合は、都市再生委員会を「長崎都心地域 都市再生緊急整備地域準備協議会(以下、「協議会」という。)」として別途要領を定め会議の運営を行うこととし、協議会には専門委員を追加して組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、当該委員のうちから、互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

(委員会)

第5条 委員会は、県が必要に応じて開催する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 副知事・副市長等は、事務局の立場で委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。

- ・ 県 土木部 都市政策課
- ・ 市 まちづくり部 都市計画課

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月25日から施行する。